

No. 139

はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2022年10月18日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

自家用有償旅客運送への「労働者協同組合」参入可能 道路運送法施行規則改正 労働者協同組合を運送主体に

10月1日に新たな非営利法人「労働者協同組合」の法人制度が始まるにあたり、国土交通省は道路運送法施行規則を改正し、この「労働者協同組合」を自家用有償旅客運送を行うことが可能な主体（運送主体）として加える方針を明らかにしました。

自家用有償旅客運送を行うことができる法人や団体は、道路運送法施行規則第48条によって定められています。制度開始当初、

運送主体は一般社団法人や医療法人、NPOなど法人格を有する者に限定されていましたが、その後の法改正により、町内会や地縁団体などがそこに追加されるなどし、運送主体の幅は広がっていきました。今回、ここに新たに「労働者協同組合」が追加されることになります。

「労働者協同組合」について詳しくは、下の記事をお読みください。

新しい法人制度 労働者協同組合が10月1日に開始 地域課題に取り組む新たな担い手として期待が高まる

新しい非営利法人「労働者協同組合」に関する法律「労働者協同組合法」が10月1日に施行されました。

労働者協同組合とは、労働者が組合員として出資し、自らの意見を反映したかたちで業務に従事することを基本原理とする新しい非営利法人であり、労働者協同組合法はその法人設立や運営、管理などについて定めたものです。制度については、厚生労働省の特設サイトやパンフレットに詳細が記されています（文末【リンク】にURLを掲載）。そのなかから、このコーナーではNPO法人との相違点について説明いたします。

労働者協同組合とNPO法人はともに非営利の法人ですが、活動範囲や資金調達などで異なる点があります（右表参照）。

労働者協同組合・NPO法人の概要

	労働者協同組合	NPO法人
事業内容	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業（労働派遣事業は不可）	特定非営利活動（20分野）
設立手續	準則主義	認証主義
議決権	一人一票	原則一人一票
主な資金調達方法	組合員による出資	会費、寄付
配当	従事した分に応じて配当	できない

特に事業については、NPO法人は活動領域が徳地非営利活動の20分野に限られますが、労働者協同組合は、上述の組合の基本原理に従って行われる持続可能で活力のある地域社会の実現に資する事業であれば、労働者派遣事業を除き原則として自由に行うことができるという点が異なります。また、設立についても、NPO法人が行政庁による許認可等を必要とするのに対し、労働者協同組合は必要要件を満たし、登記をすれば法人格が付与されます。

労働者協同組合はこのような特徴から、今後、何らかの法人格を得て福祉有償運送を行いたい団体にとって、NPO法人に代わる新たな選択肢となり得ると考えられます。また、通院送迎以外にも幅広く地域活性化に関する

活動を行いたい団体にとっては、組織変更によって活動領域を広げるということが可能になります。労働者協同組合の制度開始が、通院送迎活動の活性化につながることが望まれます。

【リンク】

厚生労働省特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」：

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

労働者協同組合法についてのパンフレット：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000996313.pdf>

《事務局より》

■福祉車両の使い方説明 動画のご紹介

動画配信サイトYoutubeに、NPO法人全国移動ネットワークによる福祉車両の性能紹介と使用説明の動画が公開されています。

動画は「紹介編」「使い方編」の2つで、福祉車両による送迎をこれから行う方や、すでに行っている方が復習をする際に利用することを想定した内容となっています。動画掲載URLは以下のとおりです。

【リンク】

福祉車両「紹介編」：

<https://youtu.be/h-SsfnfBZbl>

福祉車両「使い方編」：

<https://youtu.be/cxJgylsUZsE>

■労働者協同組合法 フォーラムのご案内

労働者協同組合法施行に向けたフォーラムが全国7ブロックで開催されています。すでに終了してしまったブロックもあります

が、10月～11月にかけて北海道（11月27日・札幌市）、東北（11月23日・仙台市）、中部（11月6日・名古屋市）、関西（10月29日・大阪市）での開催が予定されています。申込および詳細は以下URLより特設サイトをご覧ください。

【リンク】

労働者協同組合法施行に向けたフォーラム

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum>

■活動状況報告書の提出についてのお願い

通院送迎事業所の皆さんにはいつも通院介護支援事業「活動状況報告書」の提出にご協力いただき、ありがとうございます。ご多用中恐縮ですが、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。また、お手元に未提出の古い報告書があります場合は、急ぎご提出ください。